

# 研究費に関する大阪千代田短期大学における責任体制

## (最高管理責任者)

- 第1条 本学の研究費等の執行全体を統括し、研究費等の運営・管理について最終責任を負う者（以下、「最高管理責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。
- 2 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者と連携し、研究費等の運営・管理に当たるものとする。
  - 3 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って研究費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

## (統括管理責任者)

- 第2条 最高管理責任者を補佐し、研究費等の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下、「統括管理責任者」という。）を置き、事務局長をもって充てる。

## (事務担当責任者・事務担当部局)

- 第3条 研究費等の運営・管理に関する事務について実質的な責任と権限を持つ者（以下、「事務担当責任者」という。）を置き、学術情報課長をもって充てる。
- 2 研究費等の運営・管理に関する事務担当部局（以下、「担当部局」という。）を学術情報課とする。
  - 3 担当部局は、事務担当責任者の指導監督の下、研究費等の運営・管理に関する業務を分掌する。

## (相談窓口)

- 第4条 本学における研究費等に係る事務処理手続き及びこの使用に関する学内外からの相談を受け付ける窓口を事務担当部局に置き、効率的な研究遂行を適切に支援する。
- 2 相談窓口は、相談された事項について、各種法令や学園規程等に基づき、また、その内容に応じて事務担当責任者等学内関係者あるいは当該研究費等を所管する省庁等と協議し、迅速に対応する。

## (不正防止計画推進者)

- 第5条 最高管理責任者は、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるとともに、全学的観点から不正防止計画の推進を担当する者を置き、指揮、監督するものとする。
- 2 本学における不正防止を計画し推進する者を置き、事務担当責任者である学術情報課長をもってこれに充てる。
  - 3 不正防止計画推進者は、担当部局の日常業務の確実性や不正防止計画の実施状況について定期的にモニタリング調査を行う等、不正防止計画の推進に関する業務を分掌する。
  - 4 事務担当部局は、不正が生じぬよう、防止計画推進部者と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。

## (内部監査担当者)

- 第6条 本学における研究費等の適正な運営・管理及び不正防止等に関する内部監査を実施する担当者を置き、最高管理責任者が指名した教職員をもってこれに充てる。
- 2 内部監査部門は全学的な視点から監査制度を整備し、研究費等に係る日常業務やモニタリング調査の体制や関連するルール等の妥当性の検証等を行う。

- 3 内部監査部門は、最高管理責任者、統括管理責任者等の学内組織との連携体制の下、内部監査を行う。

附則 平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附則 2021 年 4 月 1 日より施行する。

附則 2022 年 3 月 1 日より施行する。